令和５年11月17日
沖縄県立看護大学

公立大学法人沖縄県立看護大学における公的研究費の管理・監査の基本方針

１．趣旨

この基本方針は、「公立大学法人沖縄県立看護大学における公的研究費不正使用及び研究不正行為防止に関する規程」第３条第３項第１号に基づき、沖縄県立看護大学（以下「本学」という。）における公的研究費について、不正行為を防止し、適正な運営・管理を行うための基本的な方針を定めるものとする。

２．責任体制

（１）　学長は、最高管理責任者として、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理及び不正行為防止について最終責任を負う。

（２）　看護学部長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理及び不正行為防止について大学全体を統括し実質的な責任を負う。

（３）　事務局長は、コンプライアンス推進責任者として公的研究費の運営・管理及び不正行為防止について実質的な責任を負う。

（４）　研究倫理教育責任者に指名された者は、本学の研究者等に対する研究倫理教育について、実質的な責任を負う。

（５）　事務局総務課長は、経理事務責任者として公的研究費の出納及び保管について、事務局全体を総括し実質的な責任を負う。

３．適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

（１）　最高管理責任者は、事務手続きルールの明確化及び統一化を図るとともに、教職員にとって分かりやすいルールとし、その周知を図る。

（２）　最高管理責任者は、職務権限の明確化のため、公的研究費の執行について権限とその責任を明確にする。

（３）　最高管理責任者は、教職員等に対し、本学で定める研究者行動規範や各種ルールを周知徹底し、その意識向上を図る。

（４）　統括管理責任者は、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を最高管理責任者に報告する。

（５）　コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、公的研究費の運営･管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育及び啓発活動の定期的な実施及び受講状況の管理監督を行う。

（６）　研究倫理教育責任者は、研究者等に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行う。

（７）　研究者及び関係する教職員は、公的研究費の使用について、本学の各種規程・ルールを踏まえ、適正に予算を執行する。

４．不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

（１）　最高管理責任者は、公的研究費の不正使用及び不正行為の防止に向け不正行為防止計画を策定し、その進捗管理に努める。

（２）　最高管理責任者は、公的研究費の不正使用及び不正行為の防止に関する管理･運営及び不正行為防止計画推進のための部署として、研究不正防止計画推進委員会を設置する。

（３）　最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が発生する可能性を最小にするために、実効性のあるモニタリングシステムを整備する。

５．情報発信・共有化の推進及び監査体制の確立

（１）　最高管理責任者は、公的研究費の管理・監査に対する学内外からの相談等に対する窓口を設置し、積極的に対応する。

（２）　最高管理責任者は、公的研究費の不正防止に関する本学の管理運営体制、関係規則等並びに各種取組等について、ホームページにより学内外に情報を公開する。

（３）　最高管理責任者は、内部監査制度の充実を図り、研究不正防止計画推進委員会、内部監査部門及び監事との連携を強化するとともに、監査結果等を不正防止対策に反映させる。

６．告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用

（１）　公的研究費の不正行為に係る告発等の窓口は、事務局総務課及び研究不正防止計画推進委員会の各委員とする。

（２）　不正に係る情報を受けた窓口の担当者等は、迅速かつ確実に最高管理責任者等に報告する。

（３）　最高管理責任者は、告発等により、公的研究費の不正行為に係る調査が必要と認めた場合は、公正かつ透明性の高い仕組みにより調査を行う。

（４）　最高管理責任者は、（３）の調査結果について、懲戒処分等の検討が必要

と判断されるときは、法人関係規定に基づき必要な措置を講ずる。

（５）　最高管理責任者は、不正行為があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表する。